

KOBE PiTaPa 規約改定に伴う変更内容 (VISA/Master)

1) 変更規約 : KOBE PiTaPa 会員規約

<現行>

第 6 条 (退会もしくは会員資格の喪失)

1. 会員は協議会所定の方法により退会することができます。この場合、協議会の指示に従い所定の届け出用紙と共に本カードを切断のうえ協議会所定先に返還していただきます。なお、協議会が会員から退会の意思表示を受けた日をもって退会とし、会員資格を喪失します。



<変更>

第 6 条 (退会もしくは会員資格の喪失)

1. 会員は協議会所定の方法により退会することができます。なお、協議会が会員から退会の意思表示を受けた日をもって退会とし、会員資格を喪失します。

2) 変更規約 : KOBE PiTaPa VISA カード会員特約

<現行>

第 9 条 (退会)

1. 会員は、本カードを退会する場合、原則として、本カードを添え、所定の届出用紙により三井住友に届け出るものとします。



<変更>

第 9 条 (退会)

1. 会員は、本カードを退会する場合、所定の方法により三井住友に届け出るものとします。

3) 変更規約 : KOBE PiTaPa 会員特約 (Master Card)

<現行>

第 13 条 (退会)

1. 会員は本カードを退会する場合、本カードを添え、所定の届出用紙によりトヨタファイナンスに返還するものとします。



<変更>

第 13 条 (退会)

1. 会員は本カードを退会する場合、所定の方法によりトヨタファイナンスに届け出るものとします。